

林野庁森林整備部計画課より、山林の権利購入の勧誘に関する注意喚起がありました。

このことについて、独立行政法人国民生活センターのホームページ（平成23年3月3日掲載）を抜粋して、紹介します。

急増している「水資源の権利」と称する新手の 投資取引のトラブル！

「ある会社が販売している水資源の権利は銀行の利息よりも良いものなので買わないか」などと「水資源の権利」を購入すると配当が得られるという新たな投資取引に関するトラブルが発生している。

○相談事例

【事例1】

突然業者（A社）から電話で、「水源地の権利は銀行の利息よりも良い。権利を外国人に買われると問題だ。水源地の権利をある会社（B社）が販売しているので買わないか」という話を受けた。B社に連絡したところ「6%の配当があり、毎月1,500円が入金される。1口30万円で1年償還である」と説明され、B社に30万円を振り込んだ。更にA社から、権利の追加購入を勧められた。お金がないと断わったが、「私が10万円を負担するから20万円追加してもらえないか」と言われ、20万円をB社に振り込んだ。しかし、A社から「上司にばれて10万円の負担ができなくなった、代わりに権利を90万円で買い取る」と言われ、販売会社（B社）に10万円を振り込んだ。その後A社が買い取らないので尋ねたところ、「買い取りは証券が届いた後だ」とのこと。後日、販売会社とは別の合同会社（C社）の社員券が送付された。不審なので返金してほしい。（2011年2月受付 契約者：40歳代 女性）

【事例2】

大手ビール会社を名乗る者（D社）から「一般では販売していない水資源の権利を買ってくれたら、買い取る」と説明された。その後封書が届き、資料を見ると「1口10万円、利率が6～8%」との記載がある投資商品の案内だった。儲（もう）かると思い、権利を販売している会社（E社）に電話をしたところ「今日中に振り込んでほしい」とせかされた。800万円をE社の口座に振り込んだ後、譲渡担保権の購入申込書をFAXで送付した。その後E社に連絡したところ「権利証明書を送る」と言われた。よく考えたら不審だと思い、すぐに銀行に組み戻しの手続きをした。E社に連絡したところ「後日返金する」と約束したが、不安である。

（2011年2月受付 契約者：50歳代 女性）

○消費者へのアドバイス

「水資源の権利」と称する投資取引は、内容が理解できなければ絶対に契約しないこと

申込書、パンフレットなどに記載がある説明では取引内容が確認できず、「譲渡担保権」「社員券」などその内容について十分に理解できない文言が使用されている。水源とされる土地の価値についても一切記載がなく、「水資源の権利」への投資について契約内容が不明である。内容が理解できなければ絶対に契約しないこと。

「権利を高値で買い取る」などを持ちかける業者の話は絶対に信じないこと

「高値で買い取る」などと権利の購入をおおる劇場型勧誘のトラブルは、未公開株や社債、ファンドなどでも問題となっているが、実際に買い取りが実行されたケースは今までに1件も確認できていない。詐欺的な勧誘が行われていることが十分に推測される。「高値で買い取る」などといった、うまい話は絶対に信じないこと。